

令和7年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書の記入要領

[R6年新採用者用]

扶

所轄税務署長等 甲府 税務署長 市区町村長	給与の支払者の名称(氏名) 国立大学法人山梨大学 給与の支払者の法人(個人)番号 9 0 9 0 0 0 0 5 0 0 1 6 7 0 給与の支払者の所在地(住所) 山梨県甲府市武田4-4-37	(フリガナ) あなたの氏名 山梨 太郎 あなたの個人番号 個人番号申請済(※) あなたの住所又は居所 山梨県中央市下河東1110	あなたの生年月日 昭和 37 年 3 月 20 日 世帯主の氏名 山梨 太郎 あなたの続柄 本人 配偶者の有無 ③-無	扶養控除等申告書の提出 提出している場合には、印を付けてください。
--------------------------------	---	--	--	--------------------------------------

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	(フリガナ)氏名	個人番号		令和6年中の所得の見積額	非居住者である親族 生計を一にする事実	住所又は居所	異動月日及び事由 (令和6年中に異動があった場合には、印を付けてください。)(以下同。)		
		あなたの続柄	生年月日						
A 源泉控除対象配偶者(注1)	山梨 正美	個人番号の記入不要	昭和 40 . 11 . 7	0 円	非居住者である親族がいる場合のみ記載	山梨県中央市下河東1110			
	山梨 一郎	個人番号の記入不要	平成 10 . 2 . 4	0 円	16歳以上30歳未満又は17歳以上23歳未満の親族 38万円以上の支払	北海道札幌市 北区北31条西7丁目3-1			
	山梨 はな	個人番号の記入不要	平成 16 . 3 . 30	0 円	16歳以上30歳未満又は17歳以上23歳未満の親族 38万円以上の支払	山梨県中央市下河東1110			
	山梨 守	個人番号の記入不要	昭和 11 . 5 . 8	300,000 円	16歳以上30歳未満又は17歳以上23歳未満の親族 38万円以上の支払	国内に住所を有せず、かつ現在まで引き続き5年以上国内に住所を有しない親族			
B 控除対象扶養親族(16歳以上)(平22.1.1以前生)	山梨 一郎	個人番号の記入不要	平成 10 . 2 . 4	0 円	同居老親等 その他 特定扶養親族				
	山梨 はな	個人番号の記入不要	平成 16 . 3 . 30	0 円	同居老親等 その他 特定扶養親族				
C 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生	本人	○ ()							
	扶養親族	○ ()							
D 他の所得者が控除を受ける扶養親族等	氏名	あなたの続柄	生年月日	住所又は居所	控除を受ける他の所得者	氏名	あなたの続柄	住所又は居所	異動月日及び事由

この申告書は、あなたの給与について扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。この申告書は、源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。

この申告書は、2か所以上から給与の支払を受けている場合には、そのうちの1か所しか提出することができません。

○住民税に関する事項 (この欄は、地方税法第45条の3及び第317条の3の3に基づき、公的年金等の支払者を経由して市区町村長に提出する公的年金等受給者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。)

B 16歳未満の扶養親族(平21.1.2以後生)	個人番号	あなたの続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象外 国内扶養親族	令和6年中の所得の見積額	異動月日及び事由
	山梨 勝	個人番号の記入不要	二男 平成 21 . 10 . 15	山梨県中央市下河東1110		0	

退職手当等を有する配偶者・扶養親族	個人番号	あなたの続柄	生年月日	住所又は居所	非居住者である親族	令和6年中の所得の見積額	障害者	異動月日及び事由
							○一般 ○特別	

- 住所**
現時点において住民票に記載されている住所を記入してください。ただし、令和7年12月31日までに住民票の異動を伴う転居の予定があり、転居後の住所が既に決まっている場合は、転居後の住所を記入して下さい。
- 源泉控除対象配偶者**
あなた(令和7年中の所得の見積額が900万円(給与収入の場合1,095万円以下)の人に限り、)と生計を一にする配偶者(夫または妻)で令和7年中の所得の見積額が95万円以下(給与収入の場合150万円以下)の人が源泉控除対象配偶者に該当しますので記載してください。記載している方は別添の配偶者控除等申告書にも記載が必要となります。
- 控除対象扶養親族**
あなたと生計を一にする扶養親族で、合計所得金額が48万円(給与収入の場合103万円)以下の方をそれぞれの欄に記入してください。
扶養親族が国外居住である場合、親族関係書類(国外居住親族が居住者の親族であることを証するもの)と送金関係書類(居住者がその年において国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を必要の都度、各人に行ったことを明らかにするもの)が必要となります。
なお、令和5年より、30歳以上70歳未満の国外居住親族については、以下のいずれかに該当することが扶養控除の適用要件となりました。
1. 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者(留学ビザ等の書類提出が必要)
2. 障害者
3. その年に扶養者から38万円以上、生活費や教育費をもらっている(38万円以上送金されていることが確認できる書類の提出が必要)
- 特定扶養親族**
19歳以上23歳未満の扶養親族は、「特定扶養親族」欄にチェックをしてください。
- 老人控除対象配偶者又は老人扶養親族**
70歳以上の扶養親族のうち、あなた又は配偶者の直系尊属で、あなた又は配偶者と同居している扶養親族は、「同居老親等」をチェックしてください。同居していない場合、「その他」をチェックしてください。
- 所得の見積額**
収入額等から必要経費等を差し引いた所得金額を記入してください。
給与収入のみで103万円以下の場合、55万円の所得控除額が認められていますので、所得=給与収入-55万円 となります。
収入が給与収入のみの場合の給与等の収入金額と所得金額の関係は次の表のとおりです。

給与の収入金額	所得金額
所得金額調整控除の適用を受ける場合	11,100,000円
所得金額調整控除の適用を受けない場合	10,950,000円
1,500,000円	950,000円
1,030,000円	480,000円

公的年金等収入の場合は

受給者の区分	その年中の公的年金等の収入金額	所得金額
年齢65歳未満の人	1,633,334円	950,000円
	1,080,000円	480,000円
年齢65歳以上の人	2,050,000円	950,000円
	1,580,000円	480,000円

やむをえず収入額等をそのまま記入する場合は、括弧書きで(給与収入)、あるいは(年金収入)等と注記してください。
遺族年金、障害者年金、育児休業手当金、傷病手当金は、いずれも非課税所得であり、所得に含まれません。
- 障害者、寡婦、ひとり親、勤労学生**
同一生計配偶者や扶養親族が障害者の場合は、該当する欄に○をつけ、()内に該当する扶養親族の人数を記入してください。
また、障害者、勤労学生に該当する場合にはその内容について「障害者又は勤労学生の内容」欄に記入してください。
16歳未満の扶養親族で障害者等に該当する者がいる場合も、この欄の記入は必要です。記入にあたっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の(8)をお読みください。「障害者又は勤労学生の内容」欄の記入もれが多く見受けられますので該当する場合には必ず記載をお願いいたします。
- 住民税に関する事項**
令和7年12月31日時点で16歳未満の扶養親族については、この欄に記入してください。
令和7年中に退職手当の取得がある配偶者(あなたと生計を一にする配偶者で、令和7年中の退職所得を除いた合計所得金額の見積額が133万円以下の場合に限ります。)
扶養家族がいる場合はこの欄の下側に記入してください。